



新連載

知っておきたい「海洋散骨」のイロハ

第1回 そもそも海洋散骨って何？

和田 睦美

一般社団法人 全国海洋散骨船協会 事務局長／海洋散骨ディレクター講師

皆様、はじめまして。

今号から隔月で6回にわたり、「海洋散骨」について連載させていただくことになりました一般社団法人全国海洋散骨船協会の事務局を務める和田睦美と申します。

本連載では、海洋散骨に関する法律や問題点、また、安全にお客様を海洋散骨にご案内するための注意点などをご紹介します。

私は、冠婚葬祭会社に勤務する傍ら全国海洋散骨船協会の事務局長職を兼務し、当協会が認定する「海洋散骨ディレクター」講習の講師も務めております。本文中には、海洋散骨ディレクター講習で使用しているテキストの内容も含め、ご紹介させていただきますので、少しでも皆様の参考になることがあれば幸いです。

全国海洋散骨船協会は、主に散骨事業を行なっている旅客船運航会社を中心となって2016年6月に設立されました。

当時、海洋散骨が注目されはじめ、これまで海と無関係だった方々が海上で仕事をすることになりました。

海のマナーやルールを知らない人々による危険な行為や周囲の方々の迷惑となる行動を目にするようになり、旅客船を運航している事業各社は、将来大きなトラブルが発生することが懸念されるため、「安全で快適な、周囲に迷惑をかけない散骨船の育成」を目的に協会活動をはじめました。

もともとは旅客船の運航会社を中心となって創設された協会ですが、もちろん旅客船運航会社以外でも入会可能ですし、定期的に行なわれる研究会は、散骨に関する最新の事情や、船舶運航に関する最新情報の交換の場となっております。皆様には、海洋散骨ディレクター講習の受講とともに、協会への入会もお勧めしております。

それでは、早速、そもそも「海洋散骨とは何？」というお話からはじめさせていただきます。

海洋散骨が注目を集める背景

近年、海洋散骨という言葉がたびたびマスコミに取り上げられるようになりました。なかでも、昨年4月17日、故石原慎太郎元東京都知事の散骨式が葉山沖で行なわれたという報道はご記憶の方もおられるでしょう。

この報道を受け、私は海洋散骨がごく当たり前の葬送として扱われ、海洋散骨が市民権を得つつあることを実感したものです。

さて、ここで「散骨」の歴史を振り返ってみましょう。

「散骨」は、実は万葉集にも謳われるほど、古来より行なわれていたようです。しかし、本連載では、近年行なわれている海洋散骨について焦点を絞ってお話を進めたいと思います。

まず、海洋散骨が増加した「時代的背景」についてのお話です。わが国では、人が亡くなると火葬にし、焼骨をお墓に安置することが一般的でした。しかし、核家族化が進み、新たに独立した家庭では家墓をもっていないことも多くなっています。そのほか、単身世帯の増加や儀式離れなどの社会的な変化もあり、お墓以外の選択肢が求められていたのかもしれない。

そもそも、お墓は継承者を必要とするため、継承者のいないご家族や単身世帯などにとって、散骨は重要な選択肢となっています。

*

こうしたなかで、お墓を供給する事業者サイドにも大きな変化がみられるようになりました。

1985年には、天台宗総本山 比叡山延暦寺が継承



和田 睦美 (わだ むつみ)

全国海洋散骨船協会 事務局長

2016年6月、全国海洋散骨船協会設立とともに事務局長に就任。19年、理事会の要請により「海洋散骨ディレクター」テキストを編纂。20年1月には、第1回海洋散骨ディレクター講習にて講師となり、現在も継続中



を前提としない形態のお墓として「久遠墓地」の販売を開始しました。これは、個人墓・夫婦墓のほか、3~4人の納骨が可能な墓地です。

90年には、サークル活動などを通じた共同体で同じお墓に入る「もやいの会」の共同墓地「もやいの碑」も東京で生まれています。

翌91年には、現在行なわれている形式の海洋散骨も、「葬送の自由をすすめる会」によって相模灘にて実施されました。そして99年には、岩手県一関市に樹木葬が誕生しています。

東京への一極集中も相俟って東京を含む首都圏への人口流入は継続していますが、東京での墓地供給は頭打ちになっているように、大都市部での墓地不足が目立つようです（もちろん、その背景には「そもそも土地の確保ができない」「地価が高すぎる」といった物理的・経済的な理由もあるでしょうが……）。

いずれにしても、都市部の墓地不足によって、散骨（樹木葬、海洋散骨）という形態は新たな葬送手法として認知されてきました。家庭ごとにお墓をつくる「家墓」は明治時代以降に一般的になったそうですが、現代社会は、お墓の転換期といえるのかもしれませんが。

散骨に関する法律は どうなっているのか？

ご承知のとおり、わが国には墓地や埋葬に関して「墓地、埋葬等に関する法律」（墓埋法）があります。しかし、この墓埋法には散骨に関する記載はありません。

散骨が法的に可能か否かについて議論されたのは、91年に葬送の自由をすすめる会によってはじめて海洋散骨が行なわれたときでした。

その際、各方面から厚生省（現厚生労働省）に

「法的に問題はないのか」という質問が数多く寄せられたそうです。これを受けて出された見解が、皆様もよくご存じの「葬送を目的として節度を持って行い限り死体遺棄にはあたらない」という言葉が91年10月16日付朝日新聞朝刊に法務省の「公式見解」として掲載されました。ただし、これは公式見解ではないとする意見もあったようですが、新聞社がインタビューの言葉を「公式見解」として記事にってしまったことに由来するとされています。

そもそも墓理法制定時（48年）、散骨は一般的に行なわれておりませんでした。

したがって、現在、散骨を規定する法律はなく、これまで「禁止する法律がないから散骨を行なっても大丈夫」というのが大半の考え方でした。事実、行政が取り締まろうにも法律がなければ取り締まることができないのはいうまでもありません。

そんな折、21年4月1日、厚生労働省のホームページで「散骨に関するガイドライン（散骨事業者向け）」が発表されました。

このガイドラインは厚生労働省所管の日本環境斎苑協会を中心とする研究班が、散骨に関する調査研究を行ない、まとめたものです。当協会も研究班のヒアリングに協力し、海洋散骨ディレクターテキストも資料として提出いたしました。

これまでは何も取り決めがなかった散骨ですが、「散骨をするならこのルール」と国としてはじめて、その方向性を示したものです。残念ながらこのガイドラインは法律ではありません。しかし、散骨事業に携わる事業者であれば、この指針に則った散骨の実施は、今後、必須となることを肝に銘じておかなければなりません。

参考文献：海洋散骨ディレクターテキスト、参議院第三特別調査室「少子高齢時代の墓を考える」

■(一社)全国海洋散骨船協会の概要

所在地：東京都渋谷区東3-25-10 T&Tビル／設立：2016年6月／理事長：志賀 司／加盟社数：12社（2023年3月現在）

